

JASRAC 最高裁判決の法的検討

東北大学大学院法学研究科准教授

滝澤 紗矢子

I 事案の概要

1. 原処分で独禁法違反とされた行為

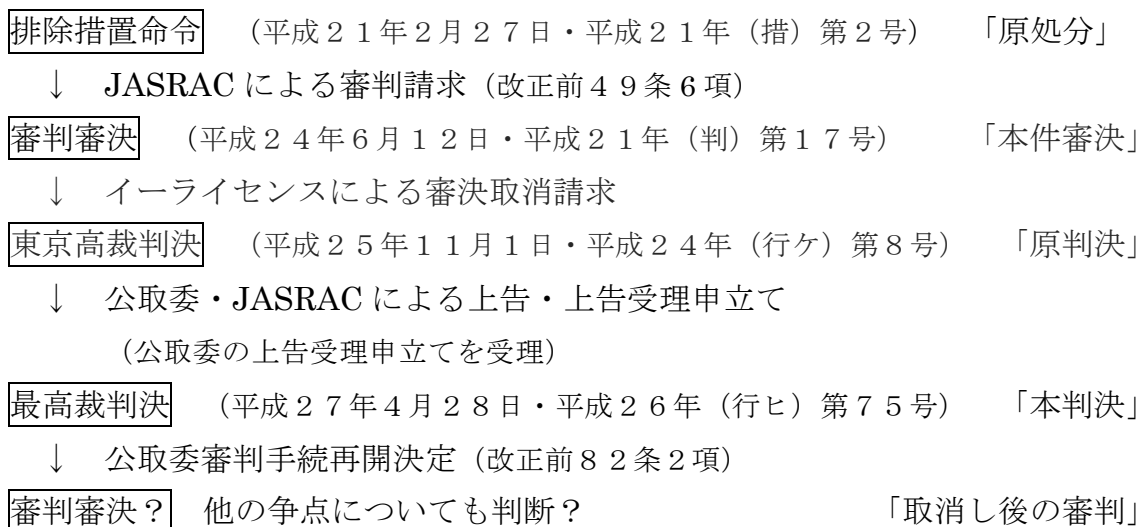
JASRAC が、ほとんど全ての放送事業者との間で放送等使用料の徴収方法を包括徴収とする利用許諾契約を締結し、これに基づき、放送等使用料の徴収をする行為（「本件行為」）

2. 私的独占該当性

〔独禁法 2 条 5 項〕

事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

II 最高裁判決に至る経緯



Ⅲ 争点に関する判断

1. 本判決の争点

上告受理申立て理由

- ① 原告適格
 - ② 実質的証拠法則違反
 - ③ 「排除」の有無
- ③のみ上告受理決定

2. 先例としてのNTT東日本最高裁判決

最高裁第二小法廷平成22年12月17日・平成21年（行ヒ）第348号
民集64巻8号2067頁

「（1条）の趣旨にかんがみれば、本件行為が独禁法2条5項にいう「他の事業者の事業活動を排除」する行為（以下「排除行為」という。）に該当するか否かは、本件行為の単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売としての側面が、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、競業者のFTTHサービス市場への参入を著しく困難にするなどの効果を持つものといえるか否かによって決すべきものである。」

* 本判決：理由3＝排除効果、理由4＝人為性

3. 排除効果（判例）

○ 一般論

「本件行為が独占禁止法2条5項にいう「他の事業者の事業活動を排除」する行為に該当するか否かは、本件行為につき、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり、他の管理事業者の本件市場への参入を著しく困難にするなどの効果を持つものといえるか否かによって決すべきものである。」

＊ 本判決の一般論：NTT 東日本最高裁判決の「行為の性格づけ」の欠缺

○ 具体的基準

「本件行為が上記の効果の有するものといえるか否かについては、①本件市場を含む音楽著作権管理事業に係る市場の状況、②参加人及び他の管理事業者の上記市場における地位及び競争条件の差異、③放送利用における音楽著作物の特性、④本件行為の態様や⑤継続期間等の諸要素を総合的に考慮して判断されるべきものと解される。」

Cf. NTT 東日本最高裁判決の具体的基準

「この点は、具体的には、①競業者が加入者光ファイバ設備接続市場において上告人に代わり得る接続先を確保することの難易、②F T T Hサービスの特性、③本件行為の態様、④上告人及び競業者のF T T Hサービス市場における地位及び競争条件の差異、⑤本件行為の継続期間等の諸要素を総合的に考慮して判断すべきものと解される。」

＊ 本判決の具体的考慮要素：NTT 東日本最高裁判決の「要素①」の欠缺

○ 本判決理由 3 (2) : ①～④の要素の本件事案への具体的あてはめ

↓

「そうすると、……放送事業者による他の管理事業者の管理楽曲の利用は抑制されるものといえることができる。そして、参加人（JASRAC）は、……ほとんど全ての放送事業者との間で包括徴収による利用許諾契約を締結しているから、本件行為により他の管理事業者の管理楽曲の利用が抑制される範囲はほとんど全ての放送事業者に及ぶこととなる」

要素①②→ 大部分の音楽著作権につき管理委託を受けている JASRAC と放送事業者は包括許諾による利用許諾契約を締結せざるを得ない状況を背景に

要素③→ JASRAC と他の管理事業者は、本件市場における管理楽曲の利用許諾について競争関係にある中で

要素④→ 包括徴収による利用許諾契約は、事実上の排他的取引として機能し



代替的取引先が失われている

付加的に

要素⑤→ 排除効果が顕在化するに十分な期間
+ 実際に排除効果が生じていることを確認

* 排除効果の中心的な判断基準は代替的取引先の有無
①～⑤は下位の判断要素

4. 人為性（傍論）

最高裁がことさらに判示した理由：排除効果と一体的な判断の要請

判断要素：排除効果の考慮要素 + 個別徴収に係る高額の単位使用料

↓

放送事業者が包括徴収による契約締結を「余儀なくされて徴収方法の選択を事実上制限される状況を生じさせる」

＝放送事業者に対する「拘束」態様：「単独かつ一方的」？

「特段の事情」：人為性の有無につき反論の機会を確保するという配慮
正当化理由に関わる内容

Cf. 「公共の利益に反して」、競争の実質的制限

5. 取消し後の審判における判断対象

「排除」要件該当性につき特段の事情の有無

2条5項の他の要件の該当性

→ 正当化理由が中心的争点に？

Eg. 包括徴収の必要性・合理性

原処分時（平成21年）までの状況で判断

〈本判決の解説・評釈〉

清水知恵子・ジュリスト1483号83頁、長澤哲也・ジュリスト1483号6頁、上杉秋則・NBL1051号27頁、根岸哲・公正取引777号67頁